

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浅口市長 栗山 康彦

市町村名 (市町村コード)	浅口市 (332160)	
地域名 (地域内農業集落名)	寄島地域 (寄島地区、柴木地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

寄島地域は市内南部、海岸沿いに位置し、農用地区域内の農用地等は60.3haで、そのうち田が33.3ha、畑が27.0haを占める。一部では、農地の団地化が見られるが、田畑ともに基盤整備が行われておらず、狭小な田は棚田となっており、農地の荒廃が進んでいる。畑は傾斜の大きな山腹にあり、畑地かんがいにより用水を確保し、以前はみかんを多く生産していたが、現在は農地の荒廃が進んでいる。農道整備等により機械化を図るとともに果樹類等の産地化を推進し、生産農家を増やすことで荒廃農地の発生を防いでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

棚田が多く、畑は山間谷間の急傾斜地や山腹にあり、畑地かんがい事業により農業用水の確保はできているが、人口減少や高齢化による担い手不足等に伴い農地の荒廃が特に進んでいる。今後は、必要に応じてほ場及び農道等の整備を行うとともに、新規就農者の確保等による、レモンなど新たな作物の作付け等により、既存農地の有効活用を展開していく。また、老朽化した畑地かんがい施設については、ストックマネジメント事業により戦略的に保全対策を講じ、生産性の向上や荒廃農地の発生防止と解消を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	135 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、集落の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落の担い手の高齢化が進んでおり、今後、経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地の所有者の意向を踏まえた上で、農地中間管理機構に貸し付け、その農地を新たな担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
集落の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
コンパクトな地域であることを活かし、兼業で農業を行うことも可能であることをPRして、市やJAと連携。地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんするなど、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農道、水路等管理に係る除草作業など、効率化が期待される作業は市内事業者への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の被害が拡大しないよう防護柵の設置を推進するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、寄島町猟友会と連携し、速やかに対応できる体制を構築する。
- ③ドローンなどの先端技術を活用を進め、農業経営の省力化、効率化、安定化を目指す。
- ⑤レモン作付け面積の拡大を行い、特産品化を目指す。